

# 農業委員会議事日程

日 時：令和5年3月28日(火)午前9時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 AB

[開 会]

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による申し出による農地転用許可の取消しについて
8. 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第61号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について
11. 議案第62号 令和5年度千曲市農業委員会事業計画について
12. 議案第63号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
13. 議案第64号 職員の人事について
14. 報告事項 (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について  
(3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について  
(4) 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について
15. その他 (1) 令和5年度農地利用最適化推進等の活動、春農地パトロール日程予定等について

[閉 会]

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員会会長外 14 名  
山本常子農地利用最適化推進委員外 12 名
- ◎事務局出席者 事務局次長 大友誠、農地係担当係長 宮坂昌吉、農地係主査 西澤禎
- ◎説明員 農林課主幹 西澤準

## 【 会議概要 】

- 大友次長 ただ今から、令和5年3月総会を開催いたします。  
はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
- 会 長 (会長あいさつ)
- 大友次長 (経過報告)
- 議 長 ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
- 大友次長 (出席状況の報告)
- 議 長 報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。  
日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足り  
うと思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。  
日程第4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ  
んか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認め、6番 近藤公憲 委員、7番 中島一茂 委員にお願いいたします。  
日程第5、「議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について」議題とします。事  
務局より説明を求めます。
- 大友次長 ……議案内容説明……
- 議 長 説明が終わりました。議案の中に出席議員に関する案件がありますので、はじめに該  
当の4番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の  
規定により、議事参与に該当する9番宮原委員の退席を求めます。
- ……宮原委員 退席・退室……
- 議 長 それでは、4番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 質疑・意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。「議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について」4番案件に

ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 56 号」4 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……宮原委員 入室・着席……

議 長

それでは、「議案第 56 号」1 番から 3 番案件、5 番から 7 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。「議案第 56 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 番から 3 番、5 番から 7 番案件について原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 56 号」1 番から 3 番、5 番から 7 番案件について原案のとおり決定されました。

続いて、日程第 6、「議案第 57 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」議題とします。事務局より説明を求めます。

宮坂担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

10 番平林委員

1 番案件は集落の中にあり、カーポート等を設置する際に登記地目が畑であることの認識がなく工事を行ったようです。都市計画区域に編入されたのが平成 15 年です。編入前は建築確認が必要でなかったため、編入前の工事などは、この様な事もあり得るのではないかと推測しております。顛末書には追認の許可を求めています。周辺には農地はありませんので影響はありませんので許可相当と思われます。

6 番近藤委員

2 番案件は手狭な既存住宅を息子夫婦に譲り自分の土地に住宅を新築するものです。隣接の承諾は得てあります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続します。建物は平屋で隣接農地への日照は問題ないと思いますので、許可相当と考えます。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。

質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。

お諮りします。「議案第 57 号農地法第 4 条第 1 項の規定に許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 57 号」は、原案のとおり可決、決定されました。</p> <p>続きまして、日程第 7、「議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申し出による農地転用許可の取消しについて」議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
宮坂担当係長	<p>……議案内容説明……</p>
議 長	<p>担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。</p>
2 番保木野委員	<p>1 番案件ですが、今年の 1 月に申請がありましたけど、意見の相違で契約解除となったため取り下げをしたいとの案件です。問題ないことを確認しました。</p>
議 長	<p>担当委員さんからの報告は終わりました。</p> <p>質疑・意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>質疑・意見を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りします。「議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申し出による農地転用許可の取消しについて」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 58 号」は、原案のとおり可決、決定されました。</p> <p>続きまして、日程第 8、「議案第 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
宮坂担当係長	<p>……議案内容説明……</p>
議 長	<p>担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。</p>
1 番岡田委員	<p>1 番案件は、店舗西側に住宅を建設する案件です。西側に水路を挟んで道路、北側が譲渡人の宅地、東側が畑、南側が譲渡人の畑で隣接農地耕作者の同意は得ております。農地境は擁壁を設置して、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題はないと思います。</p> <p>2 番案件ですが、公園西側の鉄道沿いの田に 8 区画の宅地分譲の申請です。西側南側は水路を挟んで田、北側は宅地、東側は水路を挟み鉄道敷地となっております。隣接農地耕作者 3 名の同意は得ております。法面はコンクリート土留めを施工し、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で問題ないと思います。</p> <p>3 番案件ですが、店舗西側位置する畑で 2 区画に宅地分譲する申請です。東側に道路、北側西側南側に宅地があり、隣接農地はありません。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で問題ないと思います。</p> <p>4 番案件も工場北側に位置する畑で 4 区画の宅地分譲をする申請です。東側に道路、南側西側が雑種地、北側は田で耕作者の同意は得ております。法面はコンクリート土留め雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。</p> <p>5 番案件ですが、医療会社の北側に位置する田に貸し駐車場としての申請です。北側東側に道路、南側に水路を挟んで宅地と雑種地、西側が宅地で隣接農地はありません。雨水は地下浸透、汚水はなく問題ないと思います。</p>
10 番平林委員	<p>6 番案件は団地北側の県道の反対側で都市計画区域内の線引き区域で集落接続の第 1 種農地です。2 階建て集合住宅 1 棟 12 戸建築の計画であります、周辺農地に配慮され</p>

た計画となっておりますので、許可相当と思われます。

6 番近藤委員 7 番案件は申請地を取得し住宅を建てる申請です。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に入ります。隣接地権者の同意も得ておりますので、問題なしと考えます。

7 番中島委員 8 番案件は従業員駐車場不足で取得した土地に駐車場整備の申請です。東側が河川、北側と西側が宅地、南側が市道に囲まれた土地であります。雨水は地下浸透。汚水はありませんので問題ないと思います。

9 番案件は店舗北側 230mにある工場の南側に宅地を分譲する案件です。北側は田、東側は畑、南側は宅地、西側は耕作されていない田、雑種地及び宅地になっています。隣接地と接する場所はL型境界ブロックを施し雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で隣接耕作者の同意は得て問題はないかと思えます。

議 長 担当委員さんからの報告は終わりました。  
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長 質疑・意見を終結し採決いたします。  
お諮りします。「議案第 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、「議案第 59 号」は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 9、「議案第 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」事務局より説明を求めます。

大友次長 ……議案内容説明……

議 長 質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長 質疑・意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。「議案 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、「議案第 60 号」は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 10、「議案第 61 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止について」議題とします。事務局より説明を求めます。

大友次長 ……議案内容説明……

議 長 質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長 お諮りします。「議案第 61 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。  
(多数挙手)

議 長 賛成多数ですので、「議案第 61 号」は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 11、「議案第 62 号令和 5 年度千曲市農業委員会事業計画について」議題とします。事務局より説明を求めます。

大友次長 ……議案内容説明……

議 長 質疑・意見を一括してお受けいたします。  
  
(進行の声あり)

議 長 お諮りします。「議案第 62 号令和 5 年度千曲市農業委員会事業計画について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。  
  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、「議案第 62 号」は、原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第 12、「議案第 63 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

大友次長 ……議案内容説明……

議 長 質疑・意見を一括してお受けいたします。  
  
(進行の声あり)

議 長 質疑・意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。「議案第 63 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。  
  
(多数挙手)

議 長 賛成多数ですので、「議案第 63 号」は原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第 13、「議案第 64 号職員の人事について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

大友次長 ……議案内容説明……

議 長 事務局からの説明が終わりました。以上の職員の人事となりましたので、承認といたします。以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第 14、「報告事項」について報告を求めます。

大友次長 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について  
宮坂担当係長 (3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について  
農林課西澤主幹 (4) 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

議 長

報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

日程第 15、「その他」について、事務局から説明を求めます。

西澤主査

(1)「令和 5 年度農地利用最適化推進等の活動、春農地パトロール日程予定等について」

議 長

その他について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和 5 年 3 月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午前 10 時 12 分